

宇治田原町職員等の公益通報の処理等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、職員からの公益通報に関し必要な事項を定め、公益通報職員の保護を図るとともに、職員の規範意識を高めることにより、適法かつ公正な町政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 職員 一般職の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の非常勤職員をいう。
- (2) 公益通報 公益を守るために職員が知り得た行政運営上の職員の違法な行為又は違法性の高い行為に関する通報をいう。
- (3) 公益通報職員 公益通報を行う職員をいう。

(公益通報)

第3条 職員は、職務上の行為に関し、次の各号に掲げる事実を知り得たときは、町長に対して、公益通報を行うことができる。

- (1) 法令（条例等を含む。）に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 住民等の生命又は身体の保護に重大な影響を与えるおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、住民全体の利益等公益に反するおそれのあるとき。

(公益通報職員の責務)

第4条 公益通報職員は、公益通報をする際は、他人の正当な利益や公共の利益を害することのないよう、誠実に行わなければならない。

2 公益通報職員は、公益通報に関して行われる調査に対して、協力しなければならない。

(受付担当)

第5条 町長への公益通報の受付、調査等を行うため受付担当を置く。

2 受付担当は、総務課とする。

3 受付担当は、調査等を行う場合において必要があると認めるときは、関係課等の書類、帳簿等を閲覧し、又は関係職員に説明若しくは資料の提出を求めることができる。

4 受付担当は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査の実施)

第6条 受付担当は、公益通報を受けたときは、直ちに町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の公益通報について、調査の必要があると認めるときは、直ちに調査の開始を受付担当に指示するものとする。

3 町長は、第1項の公益通報が不当なものであると認め、調査を行わないときは、公益通報職員に対してその理由を説明するものとする。

4 町長は、特別の事情があるときは、弁護士等の第三者に調査を依頼することができる。

(調査結果の報告)

第7条 受付担当は、調査の結果、当該公益通報に関し、第3条各号に規定する事実があると認めるときは、その内容を証する資料とともに町長に報告しなければならない。

2 受付担当は、調査の結果、当該公益通報に関し、第3条各号に規定する事実があると認められなかったとき、又は調査を尽くしても第3条各号に規定する事実が判明しないときは、その旨を町長に報告しなければならない。

3 町長は、調査の結果を公益通報職員に報告しなければならない。ただし、匿名による公益通報職員又は特に報告を希望しない公益通報職員に対しては、この限りでない。

(報告後の措置)

第8条 町長は、前条第1項の報告を受け再発防止のための措置を講ずる必要があると認めるときは、関係職員に対し、対応を指示するものとする。

2 前項の規定による指示を受けた関係職員は、速やかに必要な措置を講じ、その結果を町長に報告しなければならない。

(公益通報職員の保護)

第9条 町長及び受付担当職員は、公益通報職員の氏名、所属その他個人を特定する情報を漏らしてはならない。

2 公益通報職員は、正当な公益通報を行ったことによっていかなる不利益も受けない。

3 公益通報職員は、正当な公益通報を行ったことによって不利益を受け、又は受けるおそれがあると判断したときは、町長に対してその旨の通報を行うことができる。

4 町長は、前項の通報を受けた場合は、当該通報について調査し、必要と認めるときは、その改善又は防止のための措置を講じるものとする。

(運営状況の公表)

第10条 町長は、この公益通報制度の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

公益通報受付票

秘

整理番号		件 名		
受付日	年 月 日			
受付方法	面会・電話・郵便・メール			
通報者所属		通報者氏名	・匿名	
連絡先	TEL			
連絡方法				
通 知 内 容				
内容を知った日	年 月 日	所属部署		
被通報者職名		被通報者氏名		
通報者との関係				
法令違反等の行為の概要				
内容を知った経緯				
他に内容を知っている人				
証拠書類等	有 ・ 無	結果の通知※	希望する ・ 希望しない	

処理内容				
調査結果	調査済 ・ 調査不可能	指導等	注意 ・ 勧告 ・ 是正	
通知	通知済 ・ 未通知		・その他 ()	